

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市教育委員会  
教育長 在田正秀

### 京都市教育委員会規則第23号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則  
(京都市野外教育センター奥志摩みさきの家の組織及び運営に関する規則の一部改正)

第1条 京都市野外教育センター奥志摩みさきの家の組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

別記様式注2中「使用人員の区分中」を削り、「の児童」には、「」には、義務教育学校の前期課程及び」に改め、「に在学する者」を削り、同注3中「使用人員の区分中」を削り、「の生徒」には「」には、義務教育学校の後期課程」に改め、「に在学する者」を削り、同注4中「使用人員の区分中」、「の生徒」及び「に在学する者」を削る。

(京都市日野野外活動施設条例施行規則の一部改正)

第2条 京都市日野野外活動施設条例施行規則の一部を次のように改正する。

別記様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、同様式注2中「「小学校」には」の右に「、義務教育学校の前期課程」を加え、「含む」を「含みます」に改め、同注3中「「中学校」には」の右に「、義務教育学校の後期課程」を加え、「含む」を「含みます」に改め、同注4中「含む」を「含みます」に改める。

(京都市野外活動施設京北山国の家条例施行規則の一部改正)

第3条 京都市野外活動施設京北山国の家条例施行規則の一部を次のように改正する。

別記様式備考を次のように改める。

備考1 「小学校」には、義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含みます。

2 「中学校」には、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び中学校に相当する各種学校を含みます。

3 「高等学校」には、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程及び高等学校に相当する各種学校を含みます。

- 4 「就学援助を受けている者」とは、学校教育法第19条の規定による援助を受けている者と生計を一にする小学校（各種学校を除く。）の児童又は中学校（各種学校を除く。）の生徒のことをいいます。
- 5 「午前」とは午前8時30分から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後7時から午後11時までをいいます。
- 6 午前8時30分から午後5時までの区分で利用する場合は、「午前」及び「午後」のいずれも○で囲んでください。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 従前の様式による用紙は、教育委員会が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

（教育委員会事務局総務部総務課）